



持田製薬株式会社

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、
本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送
またはインターネットによる議決権行使を強く
推奨申し上げます。

上記に伴い、今年度は、株主総会にご出席の株
主様へのお土産のご用意はございません。

目次

第82回定時株主総会招集ご通知	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役10名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	13
(提供書面)	
事業報告	14
連結計算書類	53
計算書類	56
監査報告書	59

株主総会会場ご案内図

開催日時

2020年6月26日（金曜日）

午前10時 開会

（当日は、午前9時より受付を開始いたします。）

開催場所

東京都新宿区市谷八幡町8番地

T K P市ヶ谷ビル 7階

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

昨年と会場が異なっておりますのでお間違い
のないようご注意ください。

第82回 定時株主総会 招集ご通知

持田製薬株式会社

証券コード：4534

(証券コード4534)
2020年6月4日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目7番地
持 田 製 薬 株 式 会 社
代表取締役社長 持 田 直 幸

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、**【議決権行使のご案内】**のとおり、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時40分（営業時間終了時）までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル7階

※新型コロナウイルス感染症の影響その他今後の状況により開催場所の変更その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<http://www.mochida.co.jp/>) にてご案内いたします。

3. 目的事項

報告事項

1. 第82期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mochida.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類ならびに監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書面のほか、上記に掲げる事項を含みます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類または計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

◆ 株主総会にご出席いただける場合 ◆



開催日時 2020年6月26日（金）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時）

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

◆ 株主総会にご出席いただけない場合 ◆

■ 郵 送



行使期限 2020年6月25日（木）午後5時40分

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

■ インターネット



行使期限 2020年6月25日（木）午後5時40分

当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

にて行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご覧ください。▶

1. 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

2. 議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎ 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

◆ インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて ◆

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

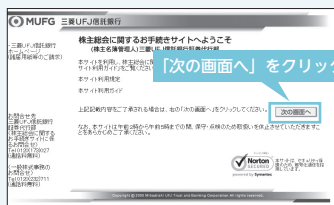
二回目以降のログインの際は…

下記のご案内に従ってログインしてください。

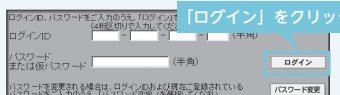


ログインID・仮パスワードを入力する方法 議決権行使サイトのご利用方法

1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

【ご注意事項】

●インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2020年6月25日（木曜日））の午後5時40分まで受付いたします。

システム等に関するお問い合わせ
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の成長戦略および収益状況等を総合的に判断して、内部留保の充実と利益還元バランスを勘案しつつ、配当方針を決定しておりますが、当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき40円（中間配当金40円を含め、当期の配当金は1株につき80円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,550,130,640円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

② 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位および担当
1	もち だ なお ゆき 持 田 直 幸	再任 代表取締役社長
2	さか た ちゅう 坂 田 中	再任 代表取締役専務取締役専務執行役員 社長補佐、業務全般担当
3	さぎ さか けい いち 匂 坂 圭 一	再任 取締役専務執行役員 医薬営業担当
4	こう の よう いち 河 野 洋 一	再任 取締役常務執行役員 持田製薬工場、持田ヘルスケア、テクノファイン担当
5	さかき じゅん いち 榊 潤 一	再任 取締役常務執行役員 事業開発、バイオマテリアル事業担当
6	みず ぐち きよし 水 口 清	再任 取締役常務執行役員 研究、医薬開発担当
7	かわ かみ ゆたか 川 上 裕	再任 取締役執行役員 信頼性保証担当兼信頼性保証本部長
8	はし もと よし はる 橋 本 好 晴	再任 取締役執行役員 企画管理、テクノネット担当兼企画管理本部長
9	くぎ さわ とみ お 釘 澤 知 雄	再任 社外取締役 独立役員 取締役
10	そ がわ ひろ くに 十 川 廣 國	再任 社外取締役 独立役員 取締役

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	もち だ なお ゆき 持 田 直 幸 (1958年8月6日生) 再任	1981年 4 月 当社入社 1986年 5 月 米国インディアナ大学経営大学院修了 1988年 4 月 味の素(株)入社 1991年 4 月 当社入社 1997年 6 月 当社取締役 1998年 1 月 当社専務取締役 1999年 1 月 当社代表取締役社長 現在に至る 2010年 4 月 公益財団法人持田記念医学薬学振興財団 副理事長 2016年 6 月 公益財団法人持田記念医学薬学振興財団 理事長 現在に至る	1,185,200株
【取締役候補者とした理由】 持田直幸氏は、当社の代表取締役として経営を担い、豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2	さか た ちゅう 坂 田 中 (1959年12月28日生) 再任	1982年 4 月 (株)三菱銀行入行 2007年 5 月 (株)三菱東京ＵＦＪ銀行シンジケーション 部長 2009年 2 月 同行中近東総支配人 2011年 6 月 当社顧問 2011年 6 月 当社取締役執行役員 当社企画管理副担当 2012年 6 月 当社企画管理担当兼企画管理本部長 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員 2016年 6 月 当社代表取締役専務取締役専務執行役員 現在に至る 当社企画管理、監査、企業倫理管掌 2017年 6 月 当社社長補佐、業務全般担当 現在に至る	8,500株
【取締役候補者とした理由】 坂田 中氏は、金融機関における豊富な経験と実績に加え、当社の代表取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	さぎ さか けい いち 匂 坂 圭 一 (1957年7月26日生) 再任	1980年 4 月 当社入社 2003年 4 月 当社首都圏支店長 2005年 4 月 当社東京支店長 2007年 6 月 当社執行役員 2008年 4 月 当社医薬営業本部副本部長 2009年 6 月 当社医薬営業本部長 2010年 6 月 当社取締役執行役員 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員 当社医薬営業担当兼医薬営業本部長 2015年 4 月 当社医薬営業担当 現在に至る 2016年 6 月 当社取締役専務執行役員 現在に至る	13,000株
【取締役候補者とした理由】 匂坂圭一氏は、当社の医薬営業部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	こう の よう いち 河 野 洋 一 (1956年5月18日生) 再任	1979年 4 月 当社入社 1999年 4 月 当社研開本部長 2001年10月 当社執行役員 2002年 6 月 当社取締役執行役員 2006年 4 月 当社医薬開発、市販後調査、 事業開発担当 2007年 6 月 当社取締役常務執行役員 現在に至る 2009年 6 月 当社事業開発、持田製薬工場担当兼 事業開発本部長 2011年 4 月 持田製薬工場、持田ヘルスケア、 持田インターナショナル、テクノネット 担当 2014年 5 月 持田製薬工場、持田ヘルスケア、 持田インターナショナル、テクノネッ ト、テクノファイン担当 2019年 4 月 持田製薬工場、持田ヘルスケア、テクノ ファイン担当 現在に至る	14,700株
【取締役候補者とした理由】 河野洋一氏は、当社の研究開発部門、事業開発部門等における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
5	さかき じゅん いち 榊 潤 一 (1960年10月23日生) 再任	1993年 3 月 チバガイギー(株)入社 2005年 7 月 ノバルティスファーマ(株)研究戦略アライアンス担当部長 2006年 12月 万有製薬(株)つくば研究所化学研究部ディレクター 2009年 7 月 当社入社 当社研究企画推進部長 2010年 4 月 当社創薬研究所長 2012年 6 月 当社執行役員 当社事業開発本部副本部長 2014年 6 月 当社取締役執行役員 当社事業開発担当 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員 現在に至る 2018年 10月 当社事業開発、バイオマテリアル事業担当 現在に至る	4,900株
【取締役候補者とした理由】 榊 潤一氏は、同業他社の研究部門、当社の研究部門および事業開発部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
6	みず ぐち きよし 水 口 清 (1958年1月14日生) 再任	1982年 4 月 当社入社 2003年 4 月 当社開発研究所長 2010年 4 月 当社医薬開発部長 2012年 6 月 当社執行役員 当社医薬開発本部長 2015年 6 月 当社取締役執行役員 2017年 6 月 当社取締役常務執行役員 当社研究、医薬開発担当 現在に至る	3,200株
【取締役候補者とした理由】 水口 清氏は、当社の医薬開発部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
7	かわ かみ ゆたか 川 上 裕 (1959年9月30日生) 再任	1985年 4 月 エーザイ(株)入社 1998年 4 月 ファイザー(株)入社 2003年 10月 日本製薬工業協会医薬産業政策研究所出向 2005年 10月 ファイザー(株)Clinical Submission部長 2012年 12月 当社入社 当社医薬開発本部副本部長 2015年 6 月 当社執行役員 2017年 6 月 当社医薬開発本部長 2019年 4 月 当社信頼性保証本部長 2019年 6 月 当社取締役執行役員 当社信頼性保証担当兼信頼性保証本部長 現在に至る	1,500株
		【取締役候補者とした理由】 川上 裕氏は、同業他社の信頼性保証部門、当社の医薬開発部門および信頼性保証部門における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
8	はし もと よし はる 橋 本 好 晴 (1963年1月23日生) 再任	1985年 4 月 (株)三菱銀行入行 2009年 1 月 (株)三菱東京ＵＦＪ銀行四谷支社長 2011年 5 月 同行大阪営業本部大阪営業第二部長 2013年 6 月 シャープ(株)事業開発部長 2016年 6 月 三菱ＵＦＪキャピタル(株)常勤監査役 2017年 6 月 当社入社 当社常勤監査役 2019年 6 月 当社取締役執行役員 当社企画管理、テクノネット担当兼企画管理本部長 現在に至る	1,400株
		【取締役候補者とした理由】 橋本好晴氏は、金融機関における豊富な経験と実績に加え、当社の取締役として経営を担い、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
9	くぎ さわ とも お 釘 澤 知 雄 (1955年5月23日生) 再任 社外取締役 独立役員	1987年 4 月 弁護士 現在に至る 東京富士法律事務所入所 1995年 4 月 同法律事務所パートナー 現在に至る 2005年 4 月 大宮法科大学院大学教授 2006年 6 月 オー・ジー(株)社外監査役 現在に至る 2012年 6 月 当社取締役 現在に至る 2019年 4 月 中央大学法科大学院客員教授 現在に至る	2,400株
【社外取締役候補者とした理由】 釘澤知雄氏は、弁護士として企業法務に精通し、経営に関する高い見識を当社の経営に反映いただいており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
10	そ がわ ひろ くに 十 川 廣 國 (1942年11月4日生) 再任 社外取締役 独立役員	1985年 4 月 慶應義塾大学商学部教授 1999年 10月 慶應義塾大学商学部長 2007年 4 月 慶應義塾大学名誉教授 現在に至る 成城大学イノベーション学部教授 2013年 4 月 成城大学名誉教授 現在に至る (株)グローバルビジネス戦略総合研究所 最高顧問 現在に至る 2015年 6 月 当社取締役 現在に至る	1,300株
【社外取締役候補者とした理由】 十川廣國氏は、経営学を専門とする大学教授として豊富な専門知識と経験を有しており、経営に関する高い見識を当社の経営に反映いただいており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 釘澤知雄および十川廣國の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認可決され、社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
3. 釘澤知雄氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はなく、十川廣國氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記【社外取締役候補者とした理由】から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 釘澤知雄および十川廣國の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって釘澤知雄氏は8年、十川廣國氏は5年となります。
5. 当社は、釘澤知雄氏および十川廣國氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認可決された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役和貝享介氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
わ がい きょう すけ 和 貝 享 介 (1953年2月5日生) 再任 社外監査役 独立役員	1977年 10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1982年 9月 公認会計士登録 現在に至る 1991年 7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー就任 2010年 7月 日本公認会計士協会常務理事 2016年 5月 有限責任監査法人トーマツ退所 2016年 6月 当社監査役 現在に至る 2016年 7月 日本公認会計士協会監事 2017年 6月 東京エレクトロン(株)社外監査役 現在に至る 一般社団法人XBRL Japan代表理事会長 現在に至る	800株
【社外監査役候補者とした理由】 和貝享介氏は、公認会計士として豊富な専門知識と監査等の経験を有しており、経営および監査に関する高い見識を当社の監査に反映いただいております、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注)
1. 和貝享介氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 和貝享介氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認可決され、社外監査役に就任した場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
 3. 和貝享介氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記【社外監査役候補者とした理由】から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 4. 和貝享介氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 当社は、和貝享介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認可決された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の国内経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は足元で大幅に下押しされ、先行きについては厳しい状況が続くと見込まれています。医薬品業界では、社会保障費財源確保の問題を背景とする薬剤費抑制政策が継続的に推し進められ、また企業間競争も加速しており、引き続き厳しい事業環境にあります。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループは、事業環境の変化にも対応し持続的に成長し続けるために、利益重視と将来への投資の継続を基本方針とし、「営業力強化による新薬等への注力」「次世代の柱構築のための継続的な投資」「選択と集中による、リソースの戦略的再配分」に重点的に取り組んで参りました。医薬品関連事業では、循環器、産婦人科、皮膚科、精神科、消化器の重点領域等へリソースを集中し、スペシャリティファーマを目指して、主力製品を中心とした学術情報提供活動を積極的に展開いたしました。また、ヘルスケア事業は、敏感肌用スキンケアのパイオニアとして事業活動を行い、マーケティングの強化に努め市場開拓を図って参りました。

当連結会計年度の売上高につきましては、医薬品関連事業における薬剤費抑制政策の影響等により、101,799百万円となり、前期比7.2%の減収となりました。

これを事業別に見ますと、医薬品関連事業では、2019年10月に薬価改定があった中で、新薬の抗うつ剤「レクサプロ」、潰瘍性大腸炎治療剤「リアルダ」および慢性便秘症治療剤「グーフイス」等の売上高が伸長しました。2018年11月に販売を開始した慢性便秘症治療剤「モビコール」も寄与しました。長期収載品の高脂血症・閉塞性動脈硬化症治療剤「エパデール」、持続性Ca拮抗降圧剤「アテレック」および子宮内膜症・子宮腺筋症治療剤「ディナゲスト」等は、後発品使用促進策および薬価改定の影響等により、また、慢性疼痛・抜歯後疼痛治療剤「トラムセット」も2018年12月に後発品が上市された影響を受けたことにより、それぞれ前期売上高を下回りました。後発品事業は、バイオ後続品「エタネルセプト

BS「MA」、「ディナゲスト」のオーソライズド・ジェネリックの伸長があり、前期売上高を上回りました。なお、骨粗鬆症治療剤テリパラチドのバイオ後続品「テリパラチドBS「モチダ」」を2019年11月から販売しております。また、ロイヤリティ収入等の減少もあり、全体としては96,477百万円で前期比7.8%の減収となりました。

ヘルスケア事業では、市場成長は上昇傾向にありましたが、競争が激化しておりました。こうした事業環境の中で、抗真菌成分配合シャンプー・リンス等の「コラージュフルフルシリーズ」の売上高が堅調に推移し、ヘルスケア事業の売上高は5,322百万円で前期比6.8%の増収となりました。

次に当連結会計年度の利益面につきましては、研究開発費の減少を主な要因として販売費及び一般管理費が前期を下回りましたが、医薬品関連事業の売上高減少に伴い売上総利益が減少したことにより、営業利益は8,807百万円で前期比16.8%の減益、経常利益は9,154百万円で前期比16.2%の減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、一部の医療用医薬品販売に関する提携契約の条件変更を行ったことで発生する契約損失による特別損失の計上等もあり、4,598百万円で前期比45.5%の減益となりました。

研究開発の状況につきましては、研究面では、オープンイノベーションの推進を通じた早期開発候補品の導入等により開発パイプラインの充実を図るべく創薬研究活動に取り組んでおります。また、統合失調症治療薬、疼痛治療薬(TRPV1拮抗薬)の導出活動にも積極的に取り組んでおります。

なお、株式会社ジーンテクノサイエンスと腸管神経節細胞僅少症等の消化器領域における希少疾患・難病を対象とする再生医療等製品の共同事業化契約を、2020年3月に締結しました。

臨床開発面では、「テリパラチドBS「モチダ」」（開発コード：RGB-10）の製造販売承認を2019年9月に取得しました。株式会社富士薬品と共同開発を行ってきた痛風・高尿酸血症治療剤「ユリス」（開発コード：FYU-981）については、同社が製造販売承認を2020年1月に取得し、2020年5月発売に向けて準備中です。「ディナゲスト」については、月経困難症に対する効能・効果の製造販売承認を2020年1月に取得しました。新規高純度EPA製剤「MND-2119」、「リアルダ」の小児適応、「レクサプロ」の小児適応、ファイザー株式会社と共同開発を行っている抗うつ剤「MD-120」および中国において住友制药(蘇州)と提携して開発を進めている高トリグリセリド血症治療剤「MND-21」については、それぞれ臨床第Ⅲ相段階にあります。肺動脈性肺高血圧症治療剤「MD-711」については、臨床第Ⅱ/Ⅲ相段階にあります。2019年12月にIdorsia Pharmaceuticals Ltdと開発・販売に関する契約を締結した不眠症治療剤「ACT-541468」については、臨床第Ⅱ相段階にあります。関節軟骨損傷治療材「dMD-001」については、検証的治験段階にあります。

なお、Meiji Seikaファルマ株式会社とベトナムにおける「エパデール」の販売に関する契約を、2020年3月に締結しました。

当連結会計年度の研究開発費は、11,884百万円であります。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。なお、安定した資金調達手段を確保し、機動的に資金調達を行うため、特定融資枠契約（コミットメントライン契約）を締結しております。

② 設備投資

当連結会計年度の設備投資は、主に医薬品の生産設備および研究設備の合理化、省力化を図るための設備投資、および本社移転関連設備投資を行いました。これらによる設備投資の額は1,889百万円であります。

医薬品関連事業においては、医薬品生産設備の合理化、省力化と製剤研究所の医薬品研究設備の更新、および本社移転関連設備投資を中心に1,864百万円、ヘルスケア事業においては、生産設備を中心に25百万円それぞれ実施いたしました。

これらの所要資金は全て自己資金で賄っております。

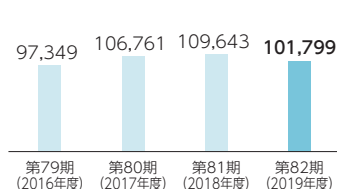
(3) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

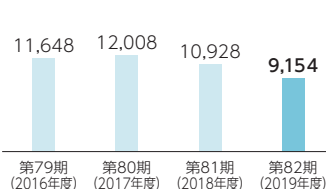
区 分	第 79 期 2016年度	第 80 期 2017年度	第 81 期 2018年度	第 82 期 2019年度 (当連結会計年度)
売 上 高	97,349百万円	106,761百万円	109,643百万円	101,799百万円
経 常 利 益	11,648百万円	12,008百万円	10,928百万円	9,154百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	8,526百万円	9,023百万円	8,435百万円	4,598百万円
1株当たり当期純利益	214.73円	227.27円	212.87円	117.56円
総 資 産	148,372百万円	155,047百万円	159,019百万円	157,488百万円
純 資 産	111,869百万円	119,687百万円	125,110百万円	120,665百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2019年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第79期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第81期の期首から適用しており、第80期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

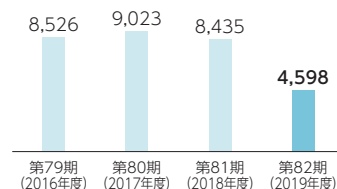
売上高 (単位：百万円)



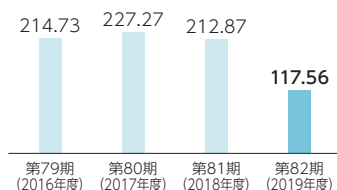
経常利益 (単位：百万円)



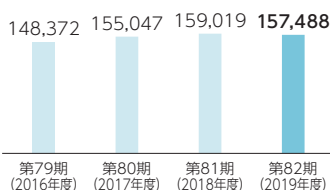
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



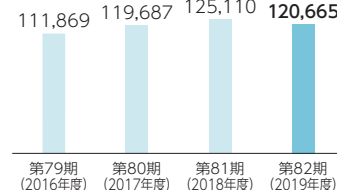
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



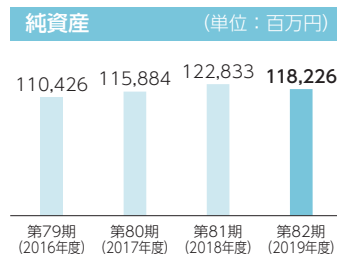
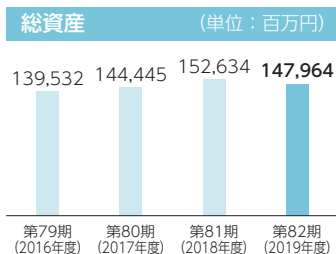
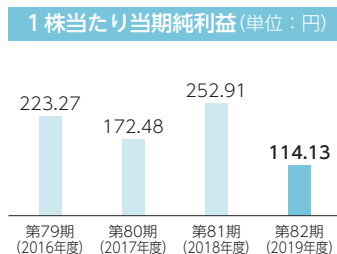
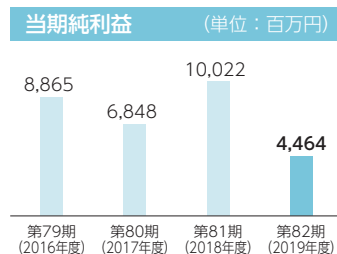
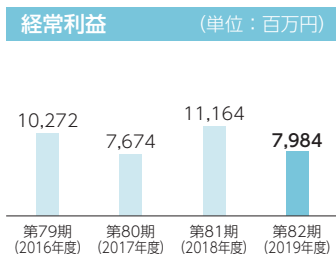
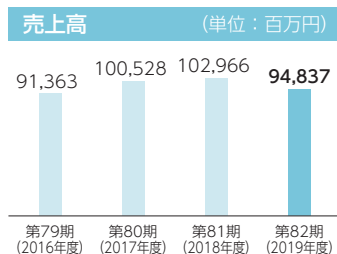
純資産 (単位：百万円)



② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 79 期 2016年度	第 80 期 2017年度	第 81 期 2018年度	第 82 期 2019年度 (当期)
売 上 高	91,363百万円	100,528百万円	102,966百万円	94,837百万円
経 常 利 益	10,272百万円	7,674百万円	11,164百万円	7,984百万円
当 期 純 利 益	8,865百万円	6,848百万円	10,022百万円	4,464百万円
1株当たり当期純利益	223.27円	172.48円	252.91円	114.13円
総 資 産	139,532百万円	144,445百万円	152,634百万円	147,964百万円
純 資 産	110,426百万円	115,884百万円	122,833百万円	118,226百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2019年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第79期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。



(4) 対処すべき課題

当社グループは、より厳しい環境変化に対応し、持続的に成長し続けるために、利益重視と将来への投資の継続の基本方針のもと、更なる生産性の向上を目指すとともに、社外資源とも積極的な連携を図ります。

対処すべき課題としては、引き続き「競争力のある事業、領域の確立」「パートナーシップの重視」「リソースの徹底した見直し」を掲げております。

① 競争力のある事業、領域の確立

それぞれの事業、領域で「持田製薬でなければならない」と評価され、お客様から選ばれるように、得意分野を更に強くし、「オンリーワン」を目指す戦略を推進して参ります。

② パートナーシップの重視

外部とのパートナーシップを重視し、社内と社外の資源を結び付け、強い分野はより強く、弱い分野は補完しあう戦略を実行して参ります。

③ リソースの徹底した見直し

全てのビジネスユニットに関して、資源とその配分を見直し、ビジネスユニットの完全な自立と部門間連携により、全社の生産性向上を目指した構造改革を推進して参ります。また中核とすべき企業能力の伸長に資源を集中し、無駄のない筋肉質の経営を強化して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業区分	主要品目
医薬品関連	医療用医薬品、一般用医薬品等
ヘルスケア	医薬部外品、化粧品

(6) 主要拠点等および使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 主要な営業所、工場および研究所
(当社)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都	名 古 屋 支 店	愛 知 県
東 京 支 店	東 京 都	京 都 支 店	京 都 府
東 京 第 二 支 店	東 京 都	広 島 支 店	広 島 県
大 阪 支 店	大 阪 府	福 岡 支 店	福 岡 県
札 幌 支 店	北 海 道	総 合 研 究 所	静 岡 県
仙 台 支 店	宮 城 県	製 剤 研 究 所	静 岡 県
首 都 圏 支 店	神 奈 川 県		

(子会社)

会 社 名	名 称	所 在 地
持田製薬工場株式会社	本 社 工 場	栃 木 県
持田ヘルスケア株式会社	本 社	東 京 都
持田製薬販売株式会社	本 社	東 京 都
株式会社テクノネット	本 社	東 京 都
株式会社テクノファイン	本 社	静 岡 県

② 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,581名	△36名	42.7歳	17.0年

(注) 使用人数は就業人員数であります。なお臨時雇用者数は含んでおりません。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
持 田 製 薬 工 場 株 式 会 社	500百万円	100%	医薬品製造、ヘルスケア製品の製造役務の提供
持 田 ヘ ル ス ケ ア 株 式 会 社	100百万円	100%	ヘルスケア製品の製造販売
持 田 製 薬 販 売 株 式 会 社	10百万円	100%	医薬品販売
株 式 会 社 テ ク ノ ネ ッ ト	82百万円	100%	不動産の仲介および建造物・構築物の管理業務、人事・経理・購買等に関する事務処理の代行等ならびに損害保険代理店業
株 式 会 社 テ ク ノ ファ イン	10百万円	(100%)	医薬品製造

(注) 当社の出資比率欄の()内は、間接出資比率を表示しております。

(8) 主要な借入先および借入額 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,630,000株（うち自己株式 1,876,734株）
- (3) 株主数 6,758名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人持田記念医学薬学振興財団	5,688千株	14.68%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,786千株	4.61%
公 益 財 団 法 人 高 松 宮 妃 癌 研 究 基 金	1,683千株	4.35%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,614千株	4.16%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 □)	1,558千株	4.02%
日 本 水 産 株 式 会 社	1,200千株	3.10%
持 田 直 幸	1,185千株	3.06%
持 田 和 枝	1,047千株	2.70%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □)	988千株	2.55%
持 田 健 志	934千株	2.41%

(注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式が1,876,734株あります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	持 田 直 幸	公益財団法人持田記念医学薬学振興財団理事長
代表取締役専務取締役 専 務 執 行 役 員	坂 田 中	社長補佐、業務全般担当
取締役専務執行役員	匂 坂 圭 一	医薬営業担当
取締役常務執行役員	河 野 洋 一	持田製薬工場、持田ヘルスケア、テクノファイン 担当
取締役常務執行役員	榊 潤 一	事業開発、バイオマテリアル事業担当
取締役常務執行役員	水 口 清	研究、医薬開発担当
取 締 役 執 行 役 員	川 上 裕	信頼性保証担当兼信頼性保証本部長
取 締 役 執 行 役 員	橋 本 好 晴	企画管理、テクノネット担当兼企画管理本部長
取 締 役	釘 澤 知 雄	弁護士 オー・ジー株式会社社外監査役
取 締 役	十 川 廣 國	
常 勤 監 査 役	高 橋 一 郎	
常 勤 監 査 役	宮 地 和 浩	
監 査 役	渡 辺 宏	
監 査 役	和 貝 享 介	公認会計士 東京エレクトロン株式会社社外監査役
監 査 役	鈴 木 明 子	弁護士

- (注) 1. 取締役釘澤知雄および十川廣國は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役渡辺 宏、和貝享介および鈴木明子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役釘澤知雄、十川廣國、監査役渡辺 宏、和貝享介および鈴木明子を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。
5. 取締役執行役員中村 浩、取締役執行役員高橋一郎、取締役相談役青木 誠および監査役小林哲也は、2019年6月27日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任いたしました。
6. 常勤監査役橋本好晴は、2019年6月27日開催の第81回定時株主総会の時をもって辞任により退任いたしました。
7. 取締役執行役員川上 裕および取締役執行役員橋本好晴は、2019年6月27日開催の第81回

定時株主総会において新たに取締役を選任され就任いたしました。

8. 常勤監査役高橋一郎および監査役鈴木明子は、2019年6月27日開催の第81回定時株主総会において新たに監査役を選任され就任いたしました。
9. 常勤監査役宮地和浩は、長年にわたり当社経理部で経理業務の経験を重ねており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 監査役和貝享介は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
11. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の変更は、以下のとおりであります。

氏 名	変 更 後	変 更 前	変更年月日
河野 洋一	取締役常務執行役員 持田製薬工場、持田ヘルスケア、テクノファイン担当	取締役常務執行役員 持田製薬工場、持田ヘルスケア、テクノネット、テクノファイン担当	2019年4月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等

区	分	人	数	報 酬 等 の 額	摘 要
取	締	役	13名	292百万円	
監	査	役	7名	62百万円	
	計		20名	354百万円	

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、2014年6月27日開催の定時株主総会において年額550百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、2014年6月27日開催の定時株主総会において年額90百万円以内と決議いただいております。

② 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の概要および決定方法

1. 取締役

当社は取締役の報酬等の総額を株主総会において定め、各取締役への配分については、取締役に期待される役割・責任を基準とした報酬基準および当該報酬基準に基づく代表取締役の協議への一任を取締役会決議によって決定しております。

なお、各取締役の報酬の決定に当たっては、委員の過半数を社外取締役が占める人事報酬委員会の意見を踏まえております。

取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬と業績連動報酬である賞与をもって構成し、賞与は、取締役に期待される役割・責任を基準に、会社業績ならびに各取締役の貢献度の総合的な評価に基づいて決定いたします。

なお、社外取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬をもって構成しております。

2. 監査役

当社は監査役の報酬等の総額を株主総会において定め、各監査役への配分については、監査役の協議により決定しております。

監査役の報酬は、固定報酬である月額報酬と業績連動報酬である賞与をもって構成し、賞与は、各監査役に期待される職務を基準に、会社業績も勘案し、当該監査役の貢献度の評価に基づいて決定いたします。

なお、社外監査役の報酬は、固定報酬である月額報酬をもって構成しております。

また、取締役および監査役の月額報酬の一定額は株価連動報酬として役員持株会に

拋出して当社株式を継続的に取得し、取得した株式を原則在任期間中保有することとしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役釘澤知雄は、オー・ジー株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

監査役和貝享介は、東京エレクトロン株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	釘 澤 知 雄	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	十 川 廣 國	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	渡 辺 宏	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	和 貝 享 介	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	鈴 木 明 子	2019年6月27日就任以降開催された取締役会11回のうち10回に出席し、また、同日就任以降開催された監査役会11回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
社外役員の報酬等の総額	6名	34百万円	取締役2名、監査役4名

(4) 執行役員の状況（取締役による兼務は除く、2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当
執 行 役 員	加 藤 勝 之	事業開発本部長
執 行 役 員	福 地 一 雅	医薬営業本部長
執 行 役 員	鈴 木 茂 治	研究本部長
執 行 役 員	水 野 均	バイオマテリアル事業本部長
執 行 役 員	早 野 泰 嗣	医薬開発本部長兼開発企画推進部長
執 行 役 員	松 末 朋 和	事業開発本部副本部長兼ライセンス部長
執 行 役 員	森 川 忠	医薬開発本部副本部長
執 行 役 員	保 坂 義 隆	事業開発本部副本部長
執 行 役 員	中 尾 一 成	研究本部副本部長
執 行 役 員	持 田 健 志	医薬営業本部副本部長
執 行 役 員	竹 田 雅 好	経理部長
執 行 役 員	中 野 玲 子	知的財産部長

(注) 1. 執行役員早野泰嗣、保坂義隆および中尾一成は、2019年6月27日付にて、就任いたしました。

2. 2020年4月1日付にて、以下のとおり担当の変更がありました。

執行役員 中尾 一成 研究本部長

執行役員 鈴木 茂治 研究本部副本部長

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断される場合、その事実に基づき、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性および専門性、ならびに監査活動の適切性、妥当性および効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、上記方針に基づき、会計監査人の解任または不再任の検討を毎年実施いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます）における業務の適正を確保するために必要な体制につき、以下のとおり構築・整備することといたします。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社グループに適用される重要文書の管理に関する規程を制定し、これに従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする）を、関連資料とともに保管いたします。

- (i) 株主総会議事録
- (ii) 取締役会議事録
- (iii) 常務会議事録
- (iv) 執行役員等を構成員とする会議の議事録
- (v) 経営政策に係る会議の議事録
- (vi) 会計帳簿、計算書類等
- (vii) 税務署その他官公庁、金融商品取引所に提出した書類の写
- (viii) その他、法令により作成が義務付けられている文書（上記に掲げるものを除く）、および上記に準ずる文書であって担当部門の長により決裁されるもの

② 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社の取締役として、当社役職員を1名以上選任し、当該取締役は当該子会社の重要な職務の執行について報告を受け、監督を行います。

また、各子会社の経理、法務等の内部統制・管理業務の一部を当社が受託することにより、当該子会社の業務の内容および状況を正確に把握するよう努めます。

更に、各子会社の決裁権限規程において、当該子会社の経営上の重要課題につき、当社の担当役員（執行役員。以下同じ）または当社の常務会もしくはグループ経営に係る会議における事前承認事項とすることを義務付ける等、その施策の適正さの確保に努めます。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループに適用されるリスク管理規程を制定するとともに、各部門長および子会社社長等を委員とするリスク管理委員会を設置するなど、当社グループの事業経営全般に係る主要なリスクの管理体制を整備します。

また、当社監査部門が当社グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を担当役員等に報告します。

④ 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は社外取締役を構成員に含み、基本的に月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催いたします。

当社および各子会社の取締役会決議事項を含む重要課題については、必要に応じて経営政策に係る会議等で十分な議論を行ったうえで、毎週開催される当社の常務会およびグループ経営に係る会議の協議を経て意思決定を行います。

規程面につきましては、当社グループに適用される職務分掌規程等を制定、運用し、当社においては、これに則した決裁権限規程等を制定、運用するとともに、各子会社においても、同様の決裁権限規程等を制定、運用させ、効率性の確保に努めます。

また、当社および主要な子会社の役職員が共有する経営上の目標を策定し、その浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標、効率的な達成の方法を定め、定期的にその結果を経営政策に係る会議において審議し、また執行役員および主要な子会社の社長を構成員とする会議において業務執行の報告と情報の共有化、効率化を図り、効率性を阻害する要因の排除・低減に努めます。

- ⑤ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、持田製薬グループ行動憲章を制定するとともに、当社社長を委員長とし社外の有識者も委員に加えた倫理委員会、各部門長および子会社社長等を委員とする倫理に関する実務委員会をはじめ、企業倫理担当部門等を設置するなど、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備し、教育を通じて当社グループの役職員の倫理観の涵養を図ります。

また、当社は、当社グループに適用される財務報告に係る内部統制規程を制定し、その運用を適切に行うことを通じて、財務報告の信頼性の確保に努めます。

更に、当社は、反社会的勢力とは断固として対決する姿勢を堅持する旨を持田製薬グループ行動憲章に定め、当社グループとして反社会的勢力を排除する体制を整備します。

また、当社監査部門が当社グループにおけるコンプライアンス面の状況のモニタリングを行います。

更に、法令上疑義のある行為等について当社グループの役職員が当社企業倫理担当部門、社外の弁護士等に対して直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置します。

⑥ 監査役関係

- (i) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役の求めに応じ、当社の監査役の職務を補助する使用人を配置することといたします。

- (ii) 上記使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助する使用人は、当社の監査役が指示した補助業務についてはもっぱら当社の監査役の指揮命令に従うものとし、当社の取締役の指揮命令権は及ばないものとします。また、当該補助業務に専任する使用人の人事異動および他の職務を兼任する使用人の当該補助業務実施中の人事異動については、監査役会の同意を得ることといたします。

(iii) 当社の監査役への報告に関する体制

子会社担当役員を含む担当役員、監査部門等による当社の監査役への定期的な業務監査報告、監査役からの照会事項への担当役員からの回答等を行います。

また、当社企業倫理担当部門は当社の監査役に対し、当社グループの内部通報の取扱状況を定期的に、またその求めに応じ随時報告するほか、必要に応じ直ちに報告することといたします。

(iv) 上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底することといたします。

(v) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等に充てるため、毎年、監査役会の決議に基づく予算を設けることといたします。

(vi) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、会計監査人および監査部門との連携を図るとともに、代表取締役等との意見交換会を開催します。また、その求めがあった場合には、重要会議への出席、取締役会議事録等重要な会議の議事録の開示等に応じます。

制定：2006年5月18日

改定：2016年6月29日

(2) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

【重要な会議の開催状況】

当事業年度における当社の主な会議の開催状況は、以下のとおりです。

- ・取締役会：13回
- ・監査役会：17回
- ・常務会：50回
- ・グループ経営会議：44回
- ・執行役員会議：12回
- ・経営政策会議：111回
- ・リスク管理委員会：2回
- ・倫理委員会：1回

【グループ管理体制】

当社は、子会社取締役を兼任する役職員を通じて、子会社の業務執行の監督を行っております。また、子会社の経営上の重要課題については、当該子会社の決裁権限に基づき、当社の事前承認もしくは当社への報告を経て意思決定を行っております。そのほか、リスク管理委員会、執行役員会議、グループ経営会議等の子会社役職員を構成員に含む当社グループの横断的な会議体を設置する等、当社グループ全体の一体的な管理を可能とする体制を整備・運用しております。

【当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

「持田製薬グループリスク管理規程」に基づく全社的リスク管理体制を整備し、各本部長および子会社社長等を委員とするリスク管理委員会を設置し、原則年に2回リスク管理委員会を開催（当事業年度においても2回開催）、当社グループ全体のリスクのコントロールにつき検証を実施しその結果を当社取締役会に報告しております。なお、当社グループの主要なリスクの整備・運用状況について当社監査部が監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告しております。

【当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

当社グループはコンプライアンスの徹底策として、当社社長を委員長とし社外有識者も委員に加えた倫理委員会を原則年に1回開催（当事業年度においては3月に開催）するとともに、企業倫理推進室がコンプライアンス推進機能を担っております。また、当社グループの全ての役職員を対象に倫理研修を定期的実施しており、法令上疑義のある行為等について当社グループの役職員が当社企業倫理推進室、社外の弁護士等に対して直接情報提供を行う手段として、企業倫理ヘルプライン窓口（内部通報窓口）を設置し、その運用状況については定期的に当社取締役会および監査役に報告することとしております。更に、当社グループは、反社会的勢力を排除する体制として、新規取引先との契約締結に際しては、原則として反社会的勢力排除に関する契約を締結するほか、取引先全般に関し反社会的勢力との関係性の有無について調査を実施しております。また、当社監査部が当社グループにおけるコンプライアンス面の状況について定期的にモニタリングを行っております。

【監査役関係】

当社は、監査役の要請に基づき、監査役を補佐する専任のスタッフ2名を配置しております。また、取締役、子会社担当役員を含む担当役員、監査部門等により当社の監査役へ定期的な報告がなされ、監査役からの照会事項に対しては取締役および担当役員からの回答等がなされております。更に、社外監査役3名を含む監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、事業所往査等を通じて、当社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を監査しております。監査役会は、会計監査人、監査部門、社外取締役等とそれぞれ定期的に会合を開催し連携を図るほか、代表取締役との間で定期的に意見交換を実施し、監査の実効性を確保しております。

6. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます）の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、①当社および当社グループが1913年の創業以来蓄積してきた研究開発・製造・販売等の各分野における専門知識・経験・ノウハウ、これらを担う従業員、当社および当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係、高品質な医薬品等の供給能力、良好な財務体質、その他の当社の企業価値の様々な源泉、②長期的な視野のもとに継続的かつ安定的に医薬品等の研究開発、高品質な医薬品等の製造販売、適正使用情報の提供・管理等を実施・推進することが不可欠であること等の当社および当社グループの事業特性を十分に理解し、上記①および②に基づく適切な経営方針、事業計画等の立案・実施を通じ、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の支配権の移転を伴う買付行為を受け入れるか否かを含め、当社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様により決定されるべきであると考えております。また、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報および当該買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

他方、当該買付行為の中には、株主に株式の売却を強要するおそれがあるもの、株主が当該買付行為を受け入れるか否かを検討し、当社取締役会が当該買付行為を評価検討し、必要に応じ当該買付者との間で条件改善について交渉し、代替案を提示するための十分な時間・情報が確保できないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものもあります。

当社は、このような買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

7. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(1) 中期経営計画等

当社は、1913年の創業以来「先見的独創と研究」の理念を掲げ、独創的な医薬品の研究開発活動を中心とした総合健康関連企業を志向して参りました。当社がその企業価値を向上させるためには、医薬品等の研究開発、高品質な医薬品等の製造販売、適正使用情報の提供・管理等を長期的な視野のもとに継続的かつ安定的に実施・推進することが不可欠であり、創業以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウおよび国内外の取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係等を適切に維持することが不可欠です。

2020年4月1日に公表いたしました2020年度～2022年度の中期経営計画においては、研究・開発から製造・販売までのグループ総合力を結集して医療・健康ニーズに応え、持続的成長に向けて選択と集中を進め、更なる環境変化に対応すべく収益構造を再構築するという中期経営計画方針のもと、(1) 新薬等への注力、(2) 次世代の柱構築のための継続的な投資、(3) 選択と集中による、リソースの戦略的再配分の3点に重点的に取り組むことを表明し、企業価値の向上に努めております。

また、当社は、株主の皆様適切な利益還元を行うことを重要な経営課題と捉えており、今後の成長戦略、収益状況等を総合的に判断して、内部留保の充実と利益還元のバランスを勘案しつつ、配当方針を決定して参ります。内部留保については、研究開発、設備投資、企業提携等に有効に活用して参ります。また、自己の株式の取得については、経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役会決議で実施できる体制をとっております。

(2) コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実およびコンプライアンスの徹底を当社グループ全体の経営の軸としてステークホルダーの信頼と期待に応え、当社グループの企業価値の向上に努めております。当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実策の一環として、重要な経営の意思決定に当たっては必要に応じて経営政策会議の十分な議論を行ったうえで、毎週開催される常務会およびグループ経営会議の協議を経て意思決定を行っております。また、当社取締役会は社外取締役を構成員に含み、その機能を経営意思決定と業務執行監督とに明確化し、経営意思決定と業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を導入しております。また、当社は、経営陣幹部の選解任、役員候補の指名および経営陣幹部・取締役の報酬案に関し、客観性および説明責任の強化を目的に、代表取締役の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役が占める人事報酬委員会を設置し、同委員会の意見を踏まえ

機関決定を行っております。

内部統制面では、会社法に基づく取締役会決議および金融商品取引法に基づき内部統制システムを整備・運用・評価しております。具体的には、会社法に基づく内部統制システムの一環として、「持田製薬グループリスク管理規程」に基づく全社的なリスク管理体制を整備する等、事業経営全般に係る主要なリスクの管理体制を整備しております。

また、当社は、コンプライアンスの徹底策として、「持田製薬グループ行動憲章」を制定し、その精神の具現化を図るため社外有識者を含めた倫理委員会を定期的に開催し、社内のチェックと啓発活動を行うと共に、企業倫理推進室を設置する等、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備し、当社グループの役職員を対象に倫理研修を定期的を実施しております。今後も継続してコンプライアンスの徹底に努めて参りますと共に、必要に応じて、弁護士、公認会計士等より適切なアドバイスを受ける等、さまざまな環境の変化にも迅速に対応できるよう努めて参ります。更に、CSR（企業の社会的責任）につきましては、各所轄部門において鋭意取り組み中ではありますが、当社グループ全体の推進母体としてCSR推進委員会を設置しており、近年の社会的要請に更に応えて参ります。

8. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます））の概要

（1）本対応方針の目的

現状において、当社は主要な株主とは良好な関係にあると共に、当社のPBR、安定株主比率等の指標は比較的高水準であるものの、これらの状況・指標は流動的であると共に、現在の法制度の下においては、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為がなされる可能性が否定できない状況にあると認識しております。本対応方針はこのような認識を踏まえ、上記6. に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして決定したものです。当社取締役会は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者および行おうとする者を「大規模買付者」といいます）に際し、株主の皆様に対し必要かつ十分な情報が提供されるよう、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます）を定めることといたしました。大規模買付ルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えます。

（注1）特定株主グループとは、（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）または、（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

（注2）議決権割合とは、（i）特定株主グループが（注1）の（i）の場合には、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。こ

の場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます）も加算するものとします）または、（ii）特定株主グループが（注1）の（ii）の場合には、当該買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます）の合計をいいます。なお、各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

（2）取締役会の判断の合理性・公正性を担保するための特別委員会の利用

① 特別委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および大規模買付ルールが遵守された場合でも大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として株式または新株予約権の発行、株式または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款により許容される措置（以下、「対抗措置」といいます）を発動するか否かについて、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、別紙1に概要を記載する特別委員会規則に従い、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役および社外監査役により構成される特別委員会を設置いたしました。特別委員会の当初の委員は、社外取締役2名および社外監査役1名といたしました。その略歴は、別紙2に記載のとおりです。

② 特別委員会への諮問、特別委員会の勧告の尊重

本対応方針に基づき当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、対抗措置の必要性および相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。大規模買付ルールが遵守された場合においても大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を発動するか否かについて、特別委員会が適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることを当社取締役会に対し勧告することができるものとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適時適切に株主の皆様の開示いたします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(3) 大規模買付ルールの内容

① 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」を提出いただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要および大規模買付ルールに従う旨の誓約の記載を要します。

② 大規模買付情報の提出

当社は、上記①の意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために提出されるべき必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます）のリストを大規模買付者に交付します。提出された情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、追加情報の提供を要請することがあります。なお、大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は、以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付情報は、速やかに特別委員会に提出すると共に、当社取締役会が株主の皆様の判断に必要であると判断した場合または適用ある法令、金融商品取引所規則等に従い株主の皆様に開示が必要であると判断した場合には、その全部または一部を開示いたします。

- (i) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合）組合員その他の構成員を含みます）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の経歴等、過去の企業買収の経緯およびその結果、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無および内容等に関する情報を含みます）
- (ii) 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性、買付完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その理由等を含みます）
- (iii) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- (iv) 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値

情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびその算定根拠を含みます)

- (v) 買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金の提供者（実質的提供者を含みます）の名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます）
- (vi) 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策その他の計画
- (vii) 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策およびその根拠
- (viii) 当社および当社グループの取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- (ix) 反社会的勢力との関係に関する情報
- (x) その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

③ 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には原則として最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には原則として最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として確保する必要があると考えております。但し、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、当該評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等に必要なとされる合理的な範囲で、取締役会評価期間を30日間を限度として延長できるものとします。なお、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を開示いたします。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、また、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付情報を十分に評価検討し、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社取締役会としての意見を取りまとめ、株主の皆様を開示します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（当社取締役会が下記（4）②なお書に従い株主総会の決議を経ることを決定した場合には株主総会が対抗措置を発動しないことを決定後）にのみ開始されるべきものとします。

（4）大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3に記載のとおりです。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に留め、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が、例えば以下の（i）から（viii）のいずれかに該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、対抗措置を発動することがあります。

- （i）真に当社の経営に参加する意思なく、高値で当社株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合
- （ii）当社の経営を一時的に支配して、当社の事業上必要な資産（ノウハウ、営業秘密等を含む）、取引関係等を大規模買付者、そのグループ会社等に移譲させる目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合
- （iii）当社の資産を大規模買付者、そのグループ会社等の債務の担保、弁済原資等として流用する目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合
- （iv）当社の経営を一時的に支配して、一時的な高配当をさせる目的または一時的な高配当による株価の急上昇時に当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合

- (v) 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず、2回目以降の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の買付けを行うことをいいます）等、事実上、当社株主に株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 買付条件（買付対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法、大規模買付行為の実現可能性、買付後の経営方針・事業計画および買付後における当社の取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーに対する対応方針等を含みます）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適切と判断される場合
- (vii) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主をはじめ、取引先・顧客・従業員・地域社会その他のステークホルダーとの関係その他の当社の企業価値の源泉を破壊すること等により、当社の企業価値の著しい毀損が予想され、または当社の企業価値の維持および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- (viii) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切と判断される場合

なお、当社取締役会は、特別委員会が上記（2）②に従い株主総会の決議を経ることを勧告した場合、または必要な時間等を勘案したうえ取締役会が善管注意義務に照らし株主総会の決議を経ることが適切と判断する場合には、株主総会の決議を経ることとします。

③ 当社取締役会による再検討（対抗措置の発動の中止等）

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かについて決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じた場合には、改めて特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重のうえ、対抗措置の発動、中止または変更に関する決定を行うことができます。この場合、特別委員会が必要と認める事項を含め、適時適切な開示を行います。

(5) 本対応方針の有効期間、変更および廃止

本対応方針の有効期間は、2019年6月27日から2022年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針は廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の改

正、司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から必要と判断した場合には、特別委員会の承認を得たうえ、株主総会の承認の趣旨の範囲内で本対応方針を変更する場合があります。本対応方針の変更または廃止については、速やかに株主の皆様にお知らせします。

(6) 法令の改正等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、2019年5月13日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設または改廃により、各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、当該条項または用語の意義等を適宜合理的に読み替えるものとします。

(7) 株主および投資家の皆様に与える影響等

① 本対応方針が株主および投資家の皆様に与える影響等

本対応方針は、上記（1）に記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えます。

なお、上記（4）に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が法的または経済的に格別の損失を被る事態は想定しておりません。

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てを行う場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は引受けの申込みを要することなく、その保有する当社株式数に応じて当該新株予約権の割当てを受け、また当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることにより、当該新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込み、払込み等の手続きは必要となりません。これらの手続きの詳細については、実際にこれらの手続きが必要となった際に、適時適切な開示を行います。なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が新株予約権の

無償割当ての中止または新株予約権の無償割当て後に当該新株予約権の無償取得（当社が当該新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は当該新株予約権を失います）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

9. 上記7. および8. の取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことに関する取締役会の判断およびその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記7. に記載の当社の中期経営計画その他の取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。

従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）について

当社は、下記の理由により、本対応方針が基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

① 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって決定されていること

本対応方針は、上記8. (1) に記載のとおり、株主の皆様に対し、大規模買付行為を受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報・時間を提供し、大規模買付者との交渉力を確保するものであり、当社の株主共同の利益に資するものであると考えます。

② 合理的な客観的要件の設定

本対応方針における対抗措置は、上記8. (4) に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されない限り発動されないため、当社取締役会による恣意的な発動を防止する内容となっています。

③ 株主の意思の尊重・反映

当社は2019年6月27日開催の当社定時株主総会において本対応方針を議案としてお諮りし、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得ております。また、上記8. (5) に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本対応方針を廃止または変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で廃止または変更されることとされており、本対応方針に対する株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動の是非に関する実質的な判断は、上記8. (2) に記載のとおり、独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会により行われることとさ

れています。

また、その判断の概要については株主の皆様の開示いたしますので、当社の企業価値および株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運用が確保される仕組みとなっています。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

本対応方針は、上記8. (5)に記載のとおり、当社株主総会または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期为1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

別紙1

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会の委員は3名以上とし、業務執行を行う当社経営陣から独立した当社社外取締役および当社社外監査役に該当する者から選任する（別紙2に記載の当初の委員を除き、当社取締役会が選任する）。
2. 特別委員会の委員の任期は2022年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとする。当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会の委員が、当社社外取締役または当社社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く）には、特別委員会の委員としての任期も同時に終了する。
3. 特別委員会は、次の①から③に定める事項について決定し、当該決定内容の理由を付して当社取締役会に対して勧告すると共に、本対応方針において特別委員会が行うことができると定められた事項を行う。なお、特別委員会の各委員および当社各取締役は、本対応方針に基づく判断、決定、勧告等にあたっては、専ら当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の是非
 - ② 本対応方針に従った新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の中止（当該新株予約権の無償取得を含む）
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
4. 特別委員会は、大規模買付者に対し、提出された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報の提供を求めることができるものとする。また、特別委員会は、大規模買付情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見および根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報の提供を求めることができる。
5. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、説明を求めることができる。

6. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。
7. 特別委員会の各委員および当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも必要に応じ特別委員会を招集することができる。
8. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

別紙2

特別委員会の委員の略歴

釘澤 知雄

【略歴】

1955年生まれ

1987年 4 月

弁護士 現在に至る

東京富士法律事務所入所

1995年 4 月

同法律事務所パートナー 現在に至る

2005年 4 月

大宮法科大学院大学教授

2006年 6 月

オー・ジー株式会社社外監査役 現在に至る

2012年 6 月

当社社外取締役 現在に至る

2019年 4 月

中央大学法科大学院客員教授 現在に至る

十川 廣國

【略歴】

1942年生まれ

1985年 4 月

慶應義塾大学商学部教授

2007年 4 月

慶應義塾大学名誉教授 現在に至る

成城大学イノベーション学部教授

2013年 4 月

成城大学名誉教授 現在に至る

株式会社グローバルビジネス戦略総合研究所最高顧問 現在に至る

2015年 6 月

当社社外取締役 現在に至る

渡辺 宏

【略歴】

1941年生まれ

1964年 4 月

株式会社東京銀行入行

1992年 6 月

同行取締役

1995年 6 月

同行常務取締役

1996年 4 月

株式会社東京三菱銀行常務取締役

2000年 6 月

同行専務取締役

2001年 4 月

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ専務取締役

2003年 6 月

旭硝子株式会社常勤監査役

2009年 3 月

同社監査役退任

2009年 6 月

当社社外監査役 現在に至る

以 上

新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 割当対象株主および割当方法

当社取締役会にて定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3. 割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における最終の当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は当社普通株式1株当たり金1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループや当該特定株主グループから新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲受けもしくは承継した者でないこと等を行使の条件として定める（詳細については、当社取締役会において別途定める）。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の行使が認められ

ない者以外の者が所有する前営業日までに未行使の新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

- (2) 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の無償割当ての効力発生日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額             | 科 目                  | 金 額            |
|--------------------|-----------------|----------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>      |                 | <b>(負債の部)</b>        |                |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>116,894</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>28,562</b>  |
| 現金及び預金             | 53,291          | 支払手形及び買掛金            | 12,606         |
| 受取手形及び売掛金          | 28,066          | 電子記録債務               | 1,052          |
| 電子記録債権             | 382             | 未払法人税等               | 1,042          |
| 有価証券               | 7,999           | 賞与引当金                | 2,335          |
| 商品及び製品             | 16,596          | その他の引当金              | 698            |
| 仕掛品                | 1,394           | その他                  | 10,826         |
| 原材料及び貯蔵品           | 7,083           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>8,260</b>   |
| その他                | 2,080           | 退職給付に係る負債            | 4,800          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>40,593</b>   | その他                  | 3,460          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>(13,851)</b> | <b>負 債 合 計</b>       | <b>36,822</b>  |
| 建物及び構築物            | 5,112           | <b>(純資産の部)</b>       |                |
| 機械装置及び運搬具          | 1,970           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>113,047</b> |
| 土地                 | 5,290           | <b>資 本 金</b>         | <b>7,229</b>   |
| その他                | 1,478           | <b>資 本 剰 余 金</b>     | <b>1,871</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>(674)</b>    | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>110,800</b> |
| 無形固定資産             | 674             | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△6,854</b>  |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>(26,067)</b> | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>7,617</b>   |
| 投資有価証券             | 16,256          | その他有価証券評価差額金         | 7,524          |
| 繰延税金資産             | 4,612           | 退職給付に係る調整累計額         | 93             |
| その他                | 5,198           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>120,665</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>157,488</b>  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>157,488</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年 4 月 1 日)  
(至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |        |             | その他の包括利益累計額          |                      |                       | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|--------|-------------|----------------------|----------------------|-----------------------|--------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 | その他有<br>価証券評<br>価差額金 | 退職給付<br>に係る調<br>整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |              |
| 当 期 首 残 高                     | 7,229   | 1,871     | 109,537   | △4,870 | 113,767     | 11,277               | 65                   | 11,342                | 125,110      |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |        |             |                      |                      |                       |              |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △3,334    |        | △3,334      |                      |                      |                       | △3,334       |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |         |           | 4,598     |        | 4,598       |                      |                      |                       | 4,598        |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △1,984 | △1,984      |                      |                      |                       | △1,984       |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         | 0         |           | 0      | 0           |                      |                      |                       | 0            |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |        |             | △3,753               | 28                   | △3,724                | △3,724       |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | 0         | 1,263     | △1,983 | △719        | △3,753               | 28                   | △3,724                | △4,444       |
| 当 期 末 残 高                     | 7,229   | 1,871     | 110,800   | △6,854 | 113,047     | 7,524                | 93                   | 7,617                 | 120,665      |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額             | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                 | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>103,828</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>21,997</b>  |
| 現金及び預金          | 47,742          | 支払手形           | 8              |
| 電子記録債権          | 274             | 電子記録債務         | 413            |
| 売掛金             | 26,727          | 買掛金            | 9,046          |
| 有価証券            | 7,999           | 未払金            | 3,120          |
| 商品              | 14,328          | 未払費用           | 4,086          |
| 前払費用            | 1,229           | 未払法人税等         | 762            |
| その他             | 5,525           | 未払消費税等         | 690            |
| <b>固定資産</b>     | <b>44,135</b>   | 賞与引当金          | 1,959          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>(5,539)</b>  | 役員賞与引当金        | 33             |
| 建物              | 1,475           | 返品調整引当金        | 17             |
| 構築物             | 48              | 売上割戻引当金        | 442            |
| 機械及び装置          | 50              | 販売促進引当金        | 113            |
| 工具器具及び備品        | 474             | 営業外電子記録債務      | 123            |
| 土地              | 3,219           | その他の他          | 1,180          |
| 建設仮勘定           | 270             | <b>固定負債</b>    | <b>7,739</b>   |
| その他             | 0               | 退職給付引当金        | 4,382          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>(458)</b>    | その他の他          | 3,357          |
| ソフトウェア          | 415             | <b>負債合計</b>    | <b>29,737</b>  |
| その他             | 42              | <b>(純資産の部)</b> |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>(38,137)</b> | <b>株主資本</b>    | <b>110,702</b> |
| 投資有価証券          | 16,256          | 資本金            | 7,229          |
| 関係会社株式          | 9,526           | 資本剰余金          | 1,871          |
| 関係会社長期貸付金       | 3,469           | 資本準備金          | 1,871          |
| 長期前払費用          | 4,156           | その他資本剰余金       | 0              |
| 繰延税金資産          | 3,913           | <b>利益剰余金</b>   | <b>108,455</b> |
| その他             | 815             | 利益準備金          | 1,807          |
| <b>資産合計</b>     | <b>147,964</b>  | その他利益剰余金       | 106,647        |
|                 |                 | 別途積立金          | 97,400         |
|                 |                 | 繰越利益剰余金        | 9,247          |
|                 |                 | <b>自己株式</b>    | <b>△6,854</b>  |
|                 |                 | 評価・換算差額等       | 7,524          |
|                 |                 | その他有価証券評価差額金   | 7,524          |
|                 |                 | <b>純資産合計</b>   | <b>118,226</b> |
|                 |                 | <b>負債純資産合計</b> | <b>147,964</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)  
(至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 94,837 |
| 売上原価         | 50,617 |
| 売上総利益        | 44,220 |
| 返品調整引当金戻入額   | 1      |
| 差引売上総利益      | 44,221 |
| 販売費及び一般管理費   | 38,743 |
| 営業利益         | 5,477  |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息         | 48     |
| 受取配当金        | 2,370  |
| 不動産賃貸料       | 93     |
| その他          | 42     |
| 営業外費用        |        |
| 支払手数料        | 41     |
| その他          | 5      |
| 経常利益         | 7,984  |
| 特別利益         |        |
| 受取和解金        | 3      |
| 投資有価証券売却益    | 1      |
| 特別損失         |        |
| 固定資産除売却損     | 37     |
| 契約損失         | 3,000  |
| 税引前当期純利益     | 4,951  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,269  |
| 法人税等調整額      | △782   |
| 当期純利益        | 4,464  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年 4 月 1 日)

(至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |            |                        |                   |              |              |               |              |        |             |                        | 評価・換算<br>差 額 等 | 純 資 産<br>計 |
|-----------------------------|---------|------------|------------------------|-------------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------|-------------|------------------------|----------------|------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金      |                        |                   | 利 益 剰 余 金    |              |               |              | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 | その他有価<br>証券評価<br>差 額 金 |                |            |
|                             |         | 資 準<br>備 金 | そ の<br>資 他<br>剰 余<br>金 | 資 剰<br>余 金<br>本 計 | 利 益<br>準 備 金 | その他利益剰余金     |               | 利益剰余金<br>合 計 |        |             |                        |                |            |
|                             |         |            |                        |                   |              | 別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |        |             |                        |                |            |
| 当 期 首 残 高                   | 7,229   | 1,871      | 0                      | 1,871             | 1,807        | 90,400       | 15,118        | 107,325      | △4,870 | 111,556     | 11,277                 | 122,833        |            |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |         |            |                        |                   |              |              |               |              |        |             |                        |                |            |
| 別 途 積 立 金 の 積 立             |         |            |                        |                   |              | 7,000        | △7,000        | -            |        | -           |                        | -              |            |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |            |                        |                   |              |              | △3,334        | △3,334       |        | △3,334      |                        | △3,334         |            |
| 当 期 純 利 益                   |         |            |                        |                   |              |              | 4,464         | 4,464        |        | 4,464       |                        | 4,464          |            |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |            |                        |                   |              |              |               |              | △1,984 | △1,984      |                        | △1,984         |            |
| 自 己 株 式 の 処 分               |         |            | 0                      | 0                 |              |              |               |              | 0      | 0           |                        | 0              |            |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |         |            |                        |                   |              |              |               |              |        |             | △3,753                 | △3,753         |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -          | 0                      | 0                 | -            | 7,000        | △5,870        | 1,129        | △1,983 | △854        | △3,753                 | △4,607         |            |
| 当 期 末 残 高                   | 7,229   | 1,871      | 0                      | 1,871             | 1,807        | 97,400       | 9,247         | 108,455      | △6,854 | 110,702     | 7,524                  | 118,226        |            |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**独立監査人の監査報告書**

2020年5月12日

持田製薬株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢崎 弘直 ⑤  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 富田 哲也 ⑤  
業 務 執 行 社 員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、持田製薬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、持田製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

**独立監査人の監査報告書**

2020年5月12日

持田製薬株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢崎 弘直 ⑨  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 富田 哲也 ⑨  
業 務 執 行 社 員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、持田製薬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

持田製菓株式会社 監査役会

常勤監査役 高 橋 一 郎 ㊟

常勤監査役 宮 地 和 浩 ㊟

監 査 役 渡 辺 宏 ㊟

監 査 役 和 貝 享 介 ㊟

監 査 役 鈴 木 明 子 ㊟

(注) 監査役渡辺宏、監査役和貝享介及び監査役鈴木明子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ

モ

メ

モ

メ

モ

メ

モ

メ

モ

メ

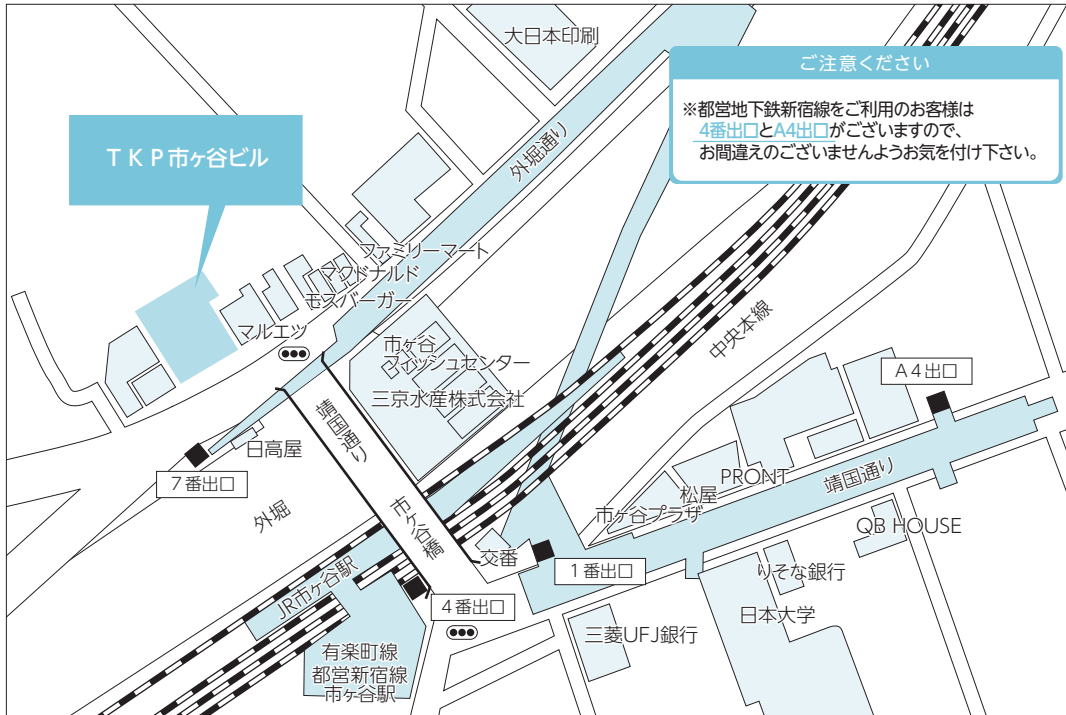
モ

# 株主総会会場ご案内図

T K P 市ヶ谷ビル 7階  
東京都新宿区市谷八幡町8番地  
T E L 03-5227-6911

## 交通

- ・JR総武線……………市ヶ谷駅から徒歩約2分
  - ・東京メトロ南北線……………市ヶ谷駅（7番出口）から徒歩約1分
  - ・東京メトロ有楽町線……………市ヶ谷駅（7番出口）から徒歩約1分
  - ・都営新宿線……………市ヶ谷駅（4番出口）から徒歩約2分
- ※A4出口ではございませんのでご注意ください。



## 【株主の皆様へのお願い】

- ・本年度の株主総会においては、所要時間短縮等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限努めたくうえで開催をして参ります。株主の皆様も今回は自他の感染予防の観点からご来場については自粛いただくことを強く推奨申しあげます。特に感染による影響が大きいとされる高齢の株主様、基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様等におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ・ご出席の株主様におかれましては、マスクの着用、消毒液の使用および必要に応じ検温にご協力をお願いいたします。また、体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をご遠慮いただき、また退場をお願いする場合がございます。
- ・会場の椅子は例年と比較して間隔を空けて配置しておりますが、株主様におかれましては、株主様同士の間隔を可能な限り空けてご着席いただきますようご協力をお願いいたします。ご来場多数の場合は、ご入場をお控えいただく場合がございます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

